

審議会での質疑

○ ドッグランに設置する防犯カメラについて、主管課は、利用者間トラブルでの閲覧要求の場合は開示しないと説明しているが、防犯カメラの設置及び利用に関する条例（以下「防犯カメラ条例」という。）第6条第5項には「防犯カメラ取扱者は、本人から、当該本人が識別される画像の開示を求められたときは、本人に対し、当該画像を開示するよう配慮しなければならない。」と規定されている。この規定と主管課の説明に齟齬はないか。

主管課（生活衛生課）からの説明

○ 防犯カメラ条例第6条第2項において、「防犯カメラ取扱者（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第11項に規定する行政機関等及び同法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者を除く。第5項において同じ。）」と規定されているため、防犯カメラ条例第6条第5項については、区に適用されないことを確認しました。このため、カメラ画像の閲覧要求があった場合は、個人情報の保護

に関する法律の開示請求制度をご案内することになります。

審議会資料に記載の「利用者間トラブルでの閲覧要求の場
合は開示しない。」及び防犯カメラ条例第6条第5項に関連
する当課の説明については、「個人情報の保護に関する法律
の規定に基づいて判断する。」と修正させていただきます。